

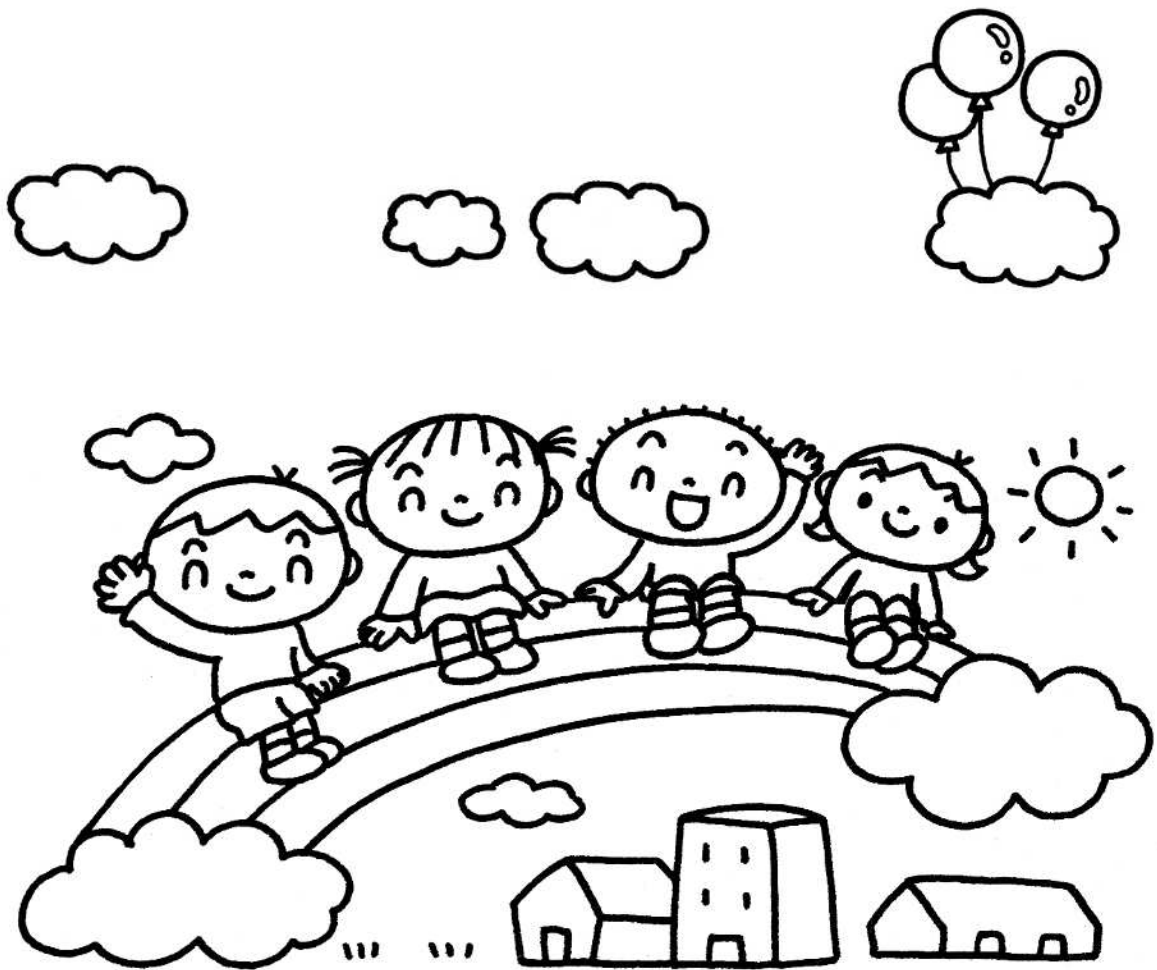


令和6年度（2024年度）

認定こども園

保育園

入園のご案内



豊橋市

幼稚園・保育園・認定こども園について

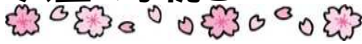


幼稚園・保育園・認定こども園は、施設の特徴や入園できる児童の年齢や条件が異なります。

保育園や認定こども園（保育部分）を利用するには、家庭で保育ができない理由が必要となります。

施設	施設の特徴	対象年齢（4月1日現在）
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3歳～5歳
保育園	家庭で保育のできない保護者に代わって保育する児童福祉施設	0歳～5歳
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	3歳～5歳（教育部分） 0歳～5歳（保育部分）

入園の手続き



▶園見学

希望園を選ぶには、園のことを十分に知ることが大切です。受付可能月齢や開所時間、実費徴収費用等、園によって異なるものもあります。しっかりと園見学へ行き、希望園についての理解を深め、確認しましょう。園見학을希望する場合は、日程等あらかじめ調整してください。詳しくは各園にお問い合わせください。

また、希望園は最大第5希望まで申込みが可能です。申し込む全ての園について園見学などにより把握したうえで申し込んでください。

▶一次申込（4月1日入園）

1. 【申込について】

(1) 申込期間（申込期間外は受付できません）

令和5年9月21日（木）～9月29日（金）

(2) 申込方法

第1希望園へ持参してください。ただし、保育課（豊橋市役所東館2F）への持参（平日のみ）も可能です。

* 申込の重複（第1希望園と保育課の両方への申込み）をしないようお気を付けください

* 土曜日または日曜日に第1希望園へ持参される場合は事前に園へご確認ください

(3) 申込書類

申込みに必要な書類については、ホームページからダウンロードすることが可能ですが、各園で受取することも可能です。（8月1日（火）より）

保育の必要性の事由や世帯状況により申込書類が異なります。詳しくはホームページにて今後掲載いたしますのでご確認ください。保育課にお問い合わせください。

2. 【審査及び選考について】

提出書類により審査及び選考を行い、入園の内定を行います。内定通知は、12月末頃に郵送する予定です。

3. 【一次申込で内定園が決まらなかった場合について】

二次申込で申込みされた方々と一緒に、二次申込にて選考対象となります。



▶二次申込（4月1日入園）

1. 【申込について】

(1) 申込期間（申込期間外は受付できません）
令和6年2月1日（木） ～ 2月7日（水）

(2) 申込方法
一次申込と同じです。

(3) 申込書類
一次申込と同じです。



2. 【審査及び選考について】

提出書類から審査及び選考を行い、第1希望～第5希望の園へ入園の内定を行います。内定通知は、2月末頃に郵送する予定です。

▶結果通知

一次、二次申込の結果の確定をお知らせする結果通知を3月に郵送する予定です。

▶年度途中入園

令和6年5月以降の入園についても、入所月に応じた申込期間中に申し込んでいただきます。詳しい申込期間及び申込方法は随時ホームページにてお知らせしますのでご確認ください。

* 入園は、原則として各月の初日からです

▶備考

認定こども園の教育部分や、幼稚園を利用する場合の申込期間や入園に関する手続きについては、各園にお問合せください。

▶緊急に入園が必要な場合

保育課にご相談ください。



選考について



▶選考の考え方

選考は、「保育所入所基準指数表」（ホームページにて掲載予定）に基づいてご家庭の状況に応じて保育の必要性を点数化し、点数の高い人から順に、第1希望～第5希望の園のうちから空きのある園へ入園の内定を行います。選考はクラス年齢ごとに行われ、保育所または認定こども園の保育部分（2・3号認定）を利用する場合にのみ対象です。

▶選考方法

パターンA：施設の種別（保育所、認定こども園）に関わらず全体で選考

パターンB：認定こども園は第1希望の園ごとに先に選考し、その後、先の選考で内定されなかった世帯と保育所を第1希望としている全世帯で再度選考

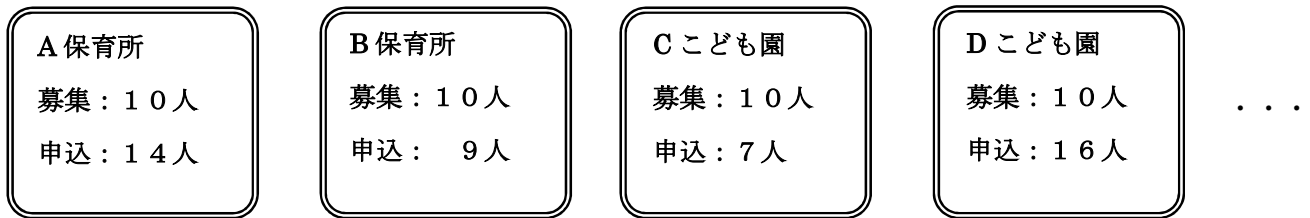
原則の選考方法はパターンAですが、パターンBは過去3年間待機児童0人などの要件を満たす場合にのみ適用されます。

▶令和6年度 選考方法

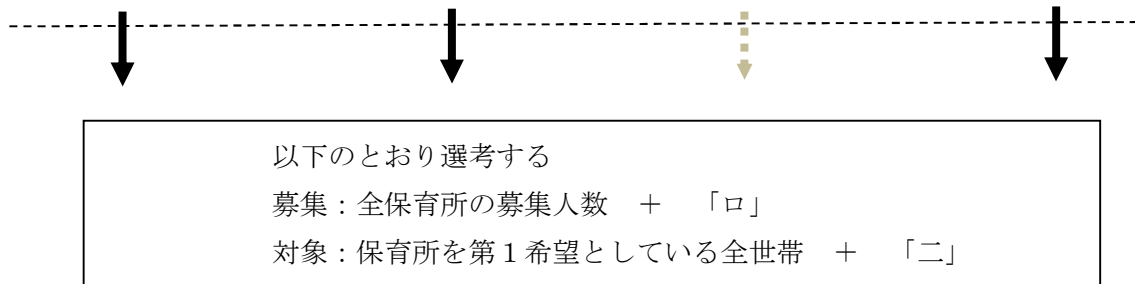
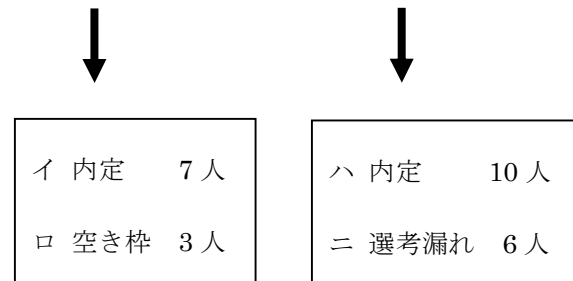
令和6年度入園（年度途中入園含む）についてはパターンBを用います（4ページ参照）。

* 翌年度以降の選考方法が同一とは限りませんので予めご承知おきください。翌年度以降の選考方法については、決まり次第「入園のご案内」などでお伝えさせていただきます。

▶選考方法イメージ（パターンB）



* C・Dこども園は第1希望のみの申込人数



児童	点数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
a	40	A保育所	B保育所	Dこども園	Cこども園	Eこども園
b	40	A保育所	B保育所	Eこども園	—	—
c	40	A保育所	Eこども園	B保育所	Dこども園	Cこども園
d	40	A保育所	Dこども園	B保育所	Eこども園	Cこども園
e	40	A保育所	B保育所	Dこども園	Cこども園	—
f	40	B保育所	Eこども園	Dこども園	Cこども園	A保育所
g	40	A保育所	—	—	—	—
h	39	Dこども園	A保育所	Eこども園	Cこども園	—
i	39	Dこども園	A保育所	Cこども園	Eこども園	—
j	39	A保育所	Eこども園	Cこども園	B保育所	Dこども園
k	38	Dこども園	B保育所	Cこども園	Eこども園	A保育所
l	38	Dこども園	A保育所	Cこども園	B保育所	Eこども園
m	37	Dこども園	A保育所	—	—	—
n	33	Dこども園	A保育所	Cこども園	Eこども園	—

【選考結果】

- ・イ（7人） → Cこども園内定
- ・ハ（10人） → Dこども園内定
- ・a～g及びj → 第1希望園内定
- ・h、i、k及びl → 第2希望園内定
- ・m → 保留
- ・n → 第3希望園内定



教育・保育給付認定について



認定こども園・保育園・幼稚園*を利用するには、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定を受けた方には、「教育・保育給付認定決定通知書」を発行します。

▶認定区分

認定区分	年齢	保育の必要な事由	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	事由は不要	教育標準時間	認定こども園 幼稚園*
2号認定	満3歳以上	事由が 必要	保育標準時間	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満		保育短時間	

*一部の幼稚園は、1号認定が必要です。(該当園は16ページの園一覧を参照。)

▶保育の必要な事由と認定期間

2号認定又は3号認定を受けるには、以下の保育の必要な事由が認められる必要があります。また、必要な事由によって認定期間が異なります。

事由	条件	認定期間
就労	自宅内外で1月64時間以上の労働をしている (目安: 1日4時間以上かつ週4日以上)	小学校就学前日まで
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の前2か月、産後8週間経過後の月末まで
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病又は心身に障がいがあり、常に保育できない場合	医師の作成した診断書等に記載されている期間
同居親族等の介護・看護	疾病又は心身に障がいがある同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している場合	
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合	90日(3か月間)
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業訓練校などによる職業訓練を受けている(目安: 1月64時間以上)	在学証明書等に記載されている期間
保護者の育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 ※ <u>両親ともに育児休業を取得している場合は2号認定及び3号認定を受けることはできません。</u>	育児休業期間(原則1年)※ ※ 勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を取得している方は育休延長の手続きをすれば延長可。

※その他の理由で保育を希望する場合は、保育課に相談してください。

ただし、「下の子に手がかかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「友達がいないため」というような理由のみでは2号認定及び3号認定を受けることはできません。

▶保育必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって保育時間が以下のとおり区分されます。

保育必要量	就労時間条件	保育時間
保育標準時間(長時間保育)	1月120時間以上	1日11時間以内の利用
保育短時間(通常保育)	1月64時間以上~120時間未満	1日8時間以内の利用

※保育の必要な事由が「求職活動」、「育児休業」の場合は保育短時間認定のみとなります。

入園申込みに必要なもの



認定こども園、保育園への入園を希望する方は、下記の書類をそろえて第1希望園もしくは保育課へ提出してください。

申込締切日までに提出された書類等により審査します。不足書類があると受付できない場合がございます。また、保育の必要性を判断するための書類に不備がある場合は、保育の必要性を表す点数に影響を及ぼす場合がありますのでご注意ください。

▶ 1. 全ての方が提出する書類（1号認定～3号認定共通）

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書（児童1人につき1枚）
- (2) 保険証の写し（申込する児童分のみ）
 - * 被保険者証の記号・番号及び保険者番号を復元できない程度にマスキング(黒塗りなど)のうえ、ご提出ください。

▶ 2. 2号認定・3号認定を受ける方が提出する書類

- (3) 保育施設等の利用申込書（児童1人につき1枚）
- (4) 家庭で保育できないことの証明書等 保護者（父母等）のものを提出（児童1人につき1枚）
- (5) 申込用チェックリスト（児童1人につき1枚）

①～⑤は市の所定の様式

事由	提出書類
就 労	<全ての方> ①「就労証明書」を勤務先で証明していただき提出してください。 <自営業の方> 「事業の状況が確認できる書類」を添付してください。 Ex) 営業許可証、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ等又は直近の確定申告書の写し等。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙（注）及び出産予定日が確認できるページ） （注）：「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください * 多胎児の場合は、 <u>それぞれの</u> 母子健康手帳の写しをご提出ください 【新規入園で児童が0～2歳児クラスの場合】 認定期間が終了した後、原則は就労しなければ継続利用はできません。 【新規入園で児童が3～5歳児クラスの場合】 認定期間終了後、下の子の育児に専念することを理由に継続利用はできますが、入所年度内に就労を開始する場合に限りです。
疾病・障がい	②診断書及び身体障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）
介護・看護	②診断書及び身体障害者手帳等の写し（所持している場合）
求職活動	③求職活動申立書
就 学	在籍期間が分かる書類（学生証又は在学証明書） 月あたりの授業時間数が分かる書類（時間割など）
その他	<勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を利用している方> 育児休業期間の分かる書類及び④育児休業状況届 <上記以外の方（地方公務員法に基づく育児休業の場合は上記に含む）> ⑤申立書 ※下の子の育児に専念しているが、遅くとも入所月が属する年度内に就労を開始する方が対象です。 ※新規入所の場合は、入園児童が3歳以上児の場合に限りです。

* 状況に応じて、その他の書類の提出が必要となる場合がありますので、申し込みの際にホームページにてご確認ください。

▶3. 該当する方が提出する書類

(1) 多子世帯届

令和6年4月以降、18歳未満の児童が2人以上いる世帯において、0～2歳児クラスに第2子目以降の児童が入園する場合は、提出してください。(同一世帯同時入園の2人目以降の場合は不要です。)

(2) 在籍状況申立書

ご兄弟が令和6年4月以降、障害児通所支援を利用する場合は、提出してください。(入園児童の下の子が障害児通所支援を利用する場合も必要です。)また、障害児通所支援を利用する場合は、在籍を証明する書類を新年度になってから必ず提出してください。

(3) 副食費に関する補助を受けるための申請書及び委任状

令和6年4月以降、18歳未満の児童が2人以上いる世帯における第2子目以降の児童で、**3歳児以上**(年少クラス以上、1号認定は満3歳児以上)の児童が入園する場合は、提出してください。(同一世帯同時入園の3人目の場合は不要です。)

(4) 在留カードの写し(両面)

父母及び児童(本人)、兄弟姉妹(全員)、同居の祖父母(同一敷地内、隣家含む)

(5) 税額・収入の確認できる書類

保護者が令和5年1月1日現在で豊橋市に住民票がない方(令和5年1月2日以降に転入した方も含む)は、令和5年1月1日現在お住いの市町村で受け取っていただく**令和5年度市町村民税課税証明書(各種控除額の記載のあるもの)**もしくは**令和5年度市町村民税納税通知書、特別徴収税額通知書**の提出が必要です。また、令和5年1月1日現在、海外に居住されていた方は、令和4年中の収入が分かるものが必要です。

なお、令和6年9月分以降の保育料及び副食費の減免を決定するため、令和6年1月1日現在豊橋市に住民票がない方は、令和6年度の市町村民税課税証明等を令和6年6月以降に園へ提出していただきます。

保育料について



子ども・子育て支援法の規定により、2、3号認定の0～2歳児クラスの児童については教育・保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきます。3歳以上児(年少クラス以上、1号認定は満3歳以上の児童)の保育料は無料です。

▶保育料の決定

- (1) 保育料は、保護者(父・母)又は祖父母の市町村民税の額及び児童の年齢に応じて決定します。保育料は申告されている税額により算定されており、各家庭で異なります。
- (2) 令和6年度4～8月分の保育料については、令和5年度市町村民税の額から、9月以降の保育料については、令和6年度市町村民税の額から決定し、保育課から通知します。
- (3) 前年所得のなかった方も市町村民税の申告が必要です。市役所市民税課(西館2階)で申告してください。
- (4) 保育料は、各月の初日が在籍の基準日となりますので、登園日数にかかわらず1か月分の保育料を納入していただきます。
- (5) 保育料は、税金の額により算定されるため、税申告に誤りがないか確認をしてください。年度途中で税申告の修正があった場合は保育課へ連絡してください。事実の分かった月の翌月分から保育料が変更となります。

▶保育料の納入について

- (1) 保育料は毎月末日(12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)に口座振替により納入していただきます。やむを得ず現金にて納入される方には、毎月20日頃納入通知書を郵送しますので、当月末日までに金融機関、コンビニエンスストアなどにて納入してください。
- (2) 私立認定こども園の場合は、保育料を各園で徴収しますので、支払方法については、各園にお問合せください。
- (3) 保育料を滞納すると退園していただく場合があります。

▶保育料の軽減

(1) 第2子目以降

18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目以降の保育料は無料です。

(2) ひとり親世帯等

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯のうち、「母子世帯」、「父子世帯」又は「在宅障害児（者）のいる世帯」の保育料は、各階層の世帯区分「ひとり親世帯等」の金額、カウントする子の年齢に関係なく、第2子目以降は無料です。

(3) 低所得世帯

市町村民税所得割課税額 57,700 円未満（4階層の一部まで）の世帯の保育料は、無料です。

▶その他

保育料とは別に、3歳以上児（年少クラス以上、1号認定は満3歳以上の児童）については給食費（主食（パン・ごはん等）費及び副食（おかず、おやつ等）費）が必要です。3歳未満児は給食費が保育料に含まれています。また、園ごとに教材費実費等が必要となります。それぞれの金額は園により異なりますので、詳細は各園へお問合せください。

▶副食費の軽減

(1) 同一世帯同時入園

同一世帯から異なる認定こども園、保育園、幼稚園等を利用している児童を含め、3人以上入園している場合、3人目以降の副食費は無料です。（教育認定の児童については、小学校第3学年までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします。）

(2) 第2子以降

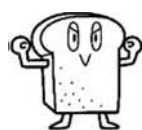
18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目の副食費は4,700円を上限に助成があり、3人目以降は無料です。

(3) ひとり親世帯等

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯のうち、「母子世帯」、「父子世帯」又は「在宅障害児（者）のいる世帯」の副食費は無料です。

(4) 低所得世帯

保育認定における市町村民税所得割課税額 57,700 円未満（4階層の一部まで）および教育認定における市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯の副食費は無料です。



主食（パン・ごはんなど）

副食（サラダ・みそ汁などのおかず）

▶保育料徴収額及び副食費負担額表 R5.4.1 改訂

令和5年度 豊橋市保育料徴収額表													
階層区分		世帯区分	利用者負担額 (月額・円)給食費込		利用者負担額(月額・円)								
			3歳未満児 (0~2歳児クラス)		3歳以上児 (3~5歳児クラス)		満3歳以上児						
			保育認定 2、3号認定		保育認定 2号認定		教育認定 1号認定						
			標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費					
1	生活保護世帯	-	0	0									
2	市町村民税 所得割非課税世帯	-	0	0									
3	市町村民税 所得割 課税世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0				
4-1			48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	0					0			
		4-2	57,700円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	4,950					4,500	【ひとり親世帯等】 … 0		
その他の世帯				15,700	14,800					【その他の世帯】 ・第1子 … 実費 ・18歳未満第2子 … 助成あり ・18歳未満第3子以降 … 0 ・同時在園第3子以降 … 0			
5-1		73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500					0	0	0	0
			その他の世帯	22,200	20,900								
5-2		77,101円以上 116,000円未満	-	22,200	20,900								
6		116,000円以上 163,000円未満	-	30,300	28,600								
7		163,000円以上 209,000円未満	-	39,000	36,900								
8		209,000円以上 340,000円未満	-	48,000	45,600								
9	340,000円以上 397,000円未満	-	53,000	50,400									
10	397,000円以上	-	58,000	55,200									

◎年齢区分はクラス年齢によります。(保育認定の児童は、年度途中で3歳になっても保育料は無料になりません。)

◎市町村民税所得割額は、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を行う前の税額を使用します。

◎階層区分の認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。

保育時間について



保育時間は、保育必要量の認定などによって異なります。また、保育時間前後を含めた開所時間は、各園により異なりますので、各園にお問合せください。

▶一般保育

クラスを主体とした保育は、午前8時から午後4時（土曜日は午後0時30分）が基本となります。

▶保育短時間（通常保育）

通常保育の時間の利用であり、概ね午後4時30分までにお迎え可能な場合の区分です。午後4時30分を超えると延長保育料がかかります。（園により異なります。）

▶保育標準時間（長時間保育）

長時間保育の利用であり、保護者の勤務時間などの理由で、常態としてお迎えが概ね午後4時30分までには不可能である場合の区分です。（園により異なります。）

▶延長保育

保護者の勤務形態や恒常的な残業などやむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

「保育短時間」認定の方は、午後4時30分を超える場合、「保育標準時間」認定の方は、概ね午後6時30分を超える場合に延長保育料がかかります。

延長保育を実施している園は認定こども園・保育園一覧（15ページ）を確認してください。延長保育の時間や取扱いについては、園により異なりますので、各園にお問合せください。

▶入園当初の保育時間

入園当初から長時間保育になりますと、お子さんにとって大きな負担となり、集団生活に慣れにくくなります。お子さんが園に慣れるため、短い保育時間から始めること（ならし保育）がありますのでご了承ください。

▶土曜日の保育

土曜日に、ご両親のどちらかが休日の場合は、極力ご家庭で保育をされるようお願いいたします。

▶園児のお迎え

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことはお子さんの負担にもなりますので、お仕事が終わりに、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

▶認定こども園の教育時間

認定こども園（教育部分）の利用時間については、園により異なりますので、各認定こども園にお問合せください。

その他の保育サービスについて



▶預かり保育

認定こども園の教育部分または幼稚園を利用する1号認定の児童について、ご家庭の事情により一時的に教育標準時間内のお迎えが難しい場合に、教育部分の利用時間を超えて保育を行います。なお、教育・保育給付認定とは別に「保育の必要性の認定」を受けた場合は、預かり保育の利用料が無償（上限額有）となります。（年少クラスになる前の満3歳児は市町村民税非課税世帯のみ対象。）ただし、豊橋市の認定こども園では、保育の必要性のある児童のために、すべての園で2号認定の定員を設定していますので、申請前に園に必ずご相談ください。

▶特別支援保育

認定こども園・保育園において、心身に発達の遅れなどがある児童が、様々な個性を持つ子どもたちの中で共に生活することで、児童の福祉向上を図ります。クラス年齢で3歳以上の児童が対象です。

特別支援保育指定園（該当園は15ページの園一覧を参照）には、対象児童に応じた一定の基準により保育教諭・保育士が配置されています。保育教諭・保育士は療育研修などに参加しており、医療機関や療育機関などとの連携も行われています。なお、指定園以外でも、保育できる場合がありますので、保育課へお問合せください。

▶一時預かり

病気、冠婚葬祭、就労などのため、一時的に家庭での保育が難しくなった場合に、1か月あたり14日を限度として一時預かりを行います。

○対象児童：市内在住の認定こども園・保育園に入園していない就学前児童

○保育時間：平日 午前8時～午後4時

土曜日 午前8時～午後0時

○利用料：日額 2,000円（給食費別）

※生活保護及び市民税非課税世帯が利用する場合、利用料相当額の給付制度があります。

※くるみ保育園、こども未来館たんぽぽは半日1,000円で利用可。

※兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり日額2,000円（半日1,000円）となります。

○利用申込：一時預かり指定保育園等へ直接お申し込みください。

○指定保育園等：

・植田保育園 TEL 25-2411（植田町字池堀田68-1）

・往完保育園 TEL 32-3225（往完町字郷社東34）

・東山保育園 TEL 41-5343（大岩町字境目5-1）

・くるみ保育園 TEL 53-1528（松葉町三丁目8-3）

・こども未来館 たんぽぽ TEL 21-5528（松葉町三丁目1）

上記以外の認定こども園・保育園でも一時預かりを利用できる場合がありますので、お近くの園へ直接お問合せください。



▶休日保育

日曜・祝日に保護者が仕事のため、児童を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。

○対象児童：次の条件をいずれも満たす児童

- i 市内の認定こども園（1号認定を除く）・保育園に入園している
- ii 平日認定こども園（1号認定を除く）・保育園に通っている基準と同じ理由により、年間をとおして休日においても家庭で保育する保護者がいない
- iii 児童の年齢が1歳から6歳（就学前）まで

○実施日：日曜日、祝日等の休日（12月29日から1月3日までは除く）

○保育時間：午前8時から午後4時まで（※午前7時45分から午後6時まででは要相談）

○利用料：日額 日曜日：2,000円 祝日：無料（日曜日、祝日ともに昼食等が必要）

※兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり日額2,000円となります。

また、日曜日に休日保育を利用し、代わりに在籍園を平日（その月内の月～土曜日）に欠席した場合、利用料は無料となります。

○利用方法：利用を希望する休日の属する月の前月10日までに、休日保育実施園（15ページ参照）で登録手続きをしてください。

▶病児保育

病氣中又は病氣回復期のため、まだ集団生活ができず、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育します。

○対象児童：市内に在住する小学校6年生までの児童

○利用期間：必要な期間（連続する場合は7日以内）

○利用料：日額 2,000円（昼食等が必要）

※兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり日額2,000円となります。

○利用方法：保育課又は下記実施施設で事前登録をしてください。

実施施設により、対象年齢、利用方法、受入可能な病氣などが異なります。詳細は各施設へ直接お問合せください。

○実施施設

- ・豊橋市民病院 院内保育所あおたけ TEL 33-6328（青竹町八間西50）
- ・こじかこども園 病児保育室 TEL 25-0528（植田町字一本木116-151）
- ・病児保育室「つくし」 TEL 75-9296（牟呂町字東里26豊橋市青少年センター内）



▶地域子育て支援センター

子育て中の家庭を総合的に支援するため、保育施設の開放や親子教室、育児相談などを実施して、育児不安の解消や子育てサークルづくりのお手伝いなどを行っています。

施設名	住所	電話
吉田方子育て支援センター	吉川町125-2（吉田方保育園内）	33-1135
東山子どもセンター	大岩町字境目5-1（東山保育園内）	41-5344
下条子育て支援センターKoko	下条東町字古城154	88-5366
希望が丘子育て支援センター	大岩町字大穴1-303	65-5667
こじか子育て支援センターばんび	植田町字一本木116-151（こじかこども園内）	25-0527
ミラまち子育て支援センター	曙町字松並101番180（ミラまちこども館内）	75-4085

Q&A よくある質問

保活はいつから始めたらいいですか？

保育園の入所は各ご家庭の状況にあわせてそれぞれのタイミングで始めていくことをおすすめします。入園は1か月単位で可能ですが、定員等もあるので園庭開放等を利用して早めに相談することが大切です。

こどもの発達について気になっていますが、入園できますか？

心配なお気持ちがある場合は、児童発達センターなどへ相談ができます。子どもの発達に合わせた適切な施設への入園を考えましょう。

両親共に育児休業を取得した場合、園は継続できますか？

両親共に育児休業事由で園を利用することはできません。母の認定事由が妊娠・出産の期間内であれば父の育児休業事由での園の利用は可能です。

途中で仕事を辞めたら退園になりますか？

退職後に別の仕事を探すということであれば、求職活動への認定変更をしたうえで継続することは可能です。手続きについては、保育課へ相談してください。

慣らし保育の期間は必要ですか？

初めての環境に慣れるための大切な期間です。子どもの様子を見ながら進めていきますので、入園当初から長い時間のお預かりは対応できません。仕事の時間等の調整を検討してください。

兄弟姉妹で同じ園に入園は出来ますか？

兄弟姉妹で同じ園に入園できるように配慮はしますが、申し込み状況や定員等の関係により同じ園に入園ができない場合もあります。別々の園になることも想定しておくとう安心です。

学区以外の保育園などに入園
することができますか？

市内の保育園・認定こども園であれば、どこの園でも入園可能です。例えば、家の近くではなく、職場に近い園に入園する方もいます。

食物アレルギーへの対応
はできますか？

食物除去の指示書（診断書）が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により、弁当の持参となる場合もあります。詳しくは、園へお問合せください。

祖父母と同居していますが、
保育料の算定の対象と
なりますか？

保護者（父・母）に市町村民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。非課税の場合は、祖父母が算定の対象となる場合があります。

公立園と私立園の違いは
ありますか？

保育料は、公立・私立とも同じですが、主食費・副食費は各園で異なります。また、保育内容についても地域の特色や園の伝統等により違いはありますが、基本的には同じです。

保育の申込み理由が変わるとき
や保育時間（標準・短時間）を
変更したいときはどうすれば
いいですか？

教育・保育給付認定の変更申請をする必要があります。受入体制の確保の必要もありますので、事前に園に相談のうえ、変更する月の前月20日までに申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書は各園で配付しています。
※保育時間は就労時間など条件を満たしていないと、変更できない場合があります。

2人目を出産した場合、上
の子は退園となりますか？

2人目の妊娠・出産前から、就労で入園している場合は、上の子は継続して入園することが可能です。下の子が1歳になるまでに、又は、育児休業を取得している場合は育児休業法に基づく育児休業期間終了後に職場復帰をすることが必要です。



令和6年度の認定こども園・保育園一覧（予定）です。園名、定員、保育サービス等は令和5年4月1日現在のものです。

※岩田こども園、上庄 夏の空こども園（仮称）、豊橋中央幼稚園の定員は令和6年度の予定数。

【認定こども園（民間）】 22園

令和6年度予定

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △ むかい山こども園	105	新川	向山町字庚申下1-1	53-5381
◎ △ 昭和保育園	200	東田	東田町字西脇102-3	55-3805
△ 正林寺保育園	195	松山	南松山町104	55-5101
◎ △ 吉田こども園	270	岩田	中岩田一丁目14-23	61-2753
◎ △ 東部保育園	205	多米	多米町字大門2-1	61-1410
◆△ 円通寺保育園	195	高師	上野町字上原101-1	45-5256
◎ △ 高師東こども園	225	幸	西幸町字古並51-6	45-6715
◎ △ 緑が丘こども園	200	細谷	細谷町字荒神6-9	21-1120
◎◆△ 聖照保育園	285	牟呂	牟呂中村町6-1	31-1419
◎ △ おおさきこども園	125	大崎	大崎町字平地23	25-0918
◎ △ 三宝こども園	185	下地	下地町三丁目3-1	55-1990
◎◆△ 老津保育園	175	老津	老津町字宮脇8-1	23-1329
◆△ 大村こども園	135	大村	大村町字松ノ木田2-2	53-1013
△ 豊橋才能教育こども園	360	鷹川	東小鷹野一丁目15-8	61-8963
△ 希望が丘こども園	310	二川南	大岩町字大穴117-3	41-2392
◎ △ 二川幼稚園	260	二川	大岩町字東郷内12-1	41-0001
△ 牛川育英幼稚園	245	牛川	牛川町字浪ノ上10	54-7967
△ 恵日こども園	150	東田	東田町字西郷114-2	52-7387
△ 希望が丘第二こども園	105	八町	旭町164	52-2093
◎ △ 豊橋旭こども園	115	松山	向山町字七領89-2	53-7765
△ 徳興寺幼稚園	215	松葉	豊原町213	55-0623
◎ △ こぼとこども園	240	幸	牧野町125-1	46-3030

【認定こども園（公立）】 1園

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎◆△ ことかこども園	165	植田	植田町字一本木116-151	25-3165

【令和6年度新設・認定こども園移行予定園（民間）】 2園

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △ 上庄 夏の空こども園（仮称）	120	岩田	岩田町字上庄85	61-2753
△ 豊橋中央幼稚園	241	新川	新吉町6	52-7805

【保育園（民間）】 37園 ※あくみ保育園は、0～2歳児のみ保育します。

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △ ひまわり	180	旭	東新町253	52-3357
◎ △ 塔海	190	福岡	小浜町字西海戸54	45-6161
△ 玉川	90	玉川	石巻本町字日南坂7-3	88-0526
◎ △ 天伯	130	天伯	天伯町字豊受1-12	46-7415
△ 栗観音寺	60	小沢	小松原町字坪尻14-2	21-2562

●保育のあらし

- ・保育時間（通常保育）
 - 月～金 午前8時～午後4時
 - 土 午前8時～午後0時30分
- ・受入年齢
 - おおむね生後6か月から

※ 保育時間・受入年齢は認定こども園や保育園により異なりますので、各施設へ直接お問合せください。

* 乳幼児電話相談

子育ての悩み、不安などの電話相談を、すべての認定こども園、保育園、吉田方子育て支援センター（電話33・1135）、東山子どもセンター（電話41・5344）、下条子育て支援センターKoko（電話88・5366）、希望が丘子育て支援センター（電話65・5667）、ことか子育て支援センターばんび（電話25・0527）、ミラまち子育て支援センター（電話75・4085）でお受けします。

●各認定こども園、保育園では次のような保育サービスを行っています。

- ◎ 延長保育
 - 入園児を平日、おおむね午後7時まで保育します。（利用料 日額：150円）
 - 公立保育園については、土曜日午後6時まで保育します。
 - ※ 各施設によって利用料が異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。
- 一時預かり
 - 病気、冠婚葬祭、就労などで、一時的に保育出来ない時にお預かりします。（利用料 日額：2,000円）
 - ※利用料が異なる施設もありますので、各施設へ直接お問合せください。
 - また、上記以外の認定こども園や保育園においても利用できる場合がありますので、お近くの施設にお問合せください。
- ◆ 特別支援保育
 - 心身に発達遅れなどがあり、特別な支援が必要な児童を保育します。
- ☆ 休日保育
 - 認定こども園（1号認定を除く）、保育園に在園している一歳以上の児童を日曜・祝日に、保護者が仕事のため、家庭で保育できない時にお預かりします。（利用料 日額：2,000円）
- △ 子育て支援活動
 - 在宅の児童を対象に園庭開放・在園児との交流事業等を実施しています。



とよはしの幼稚園



令和5年4月1日

令和6年度の幼稚園一覧（予定）です。

園名、定員、保育サービス等は令和5年4月1日現在のものです。

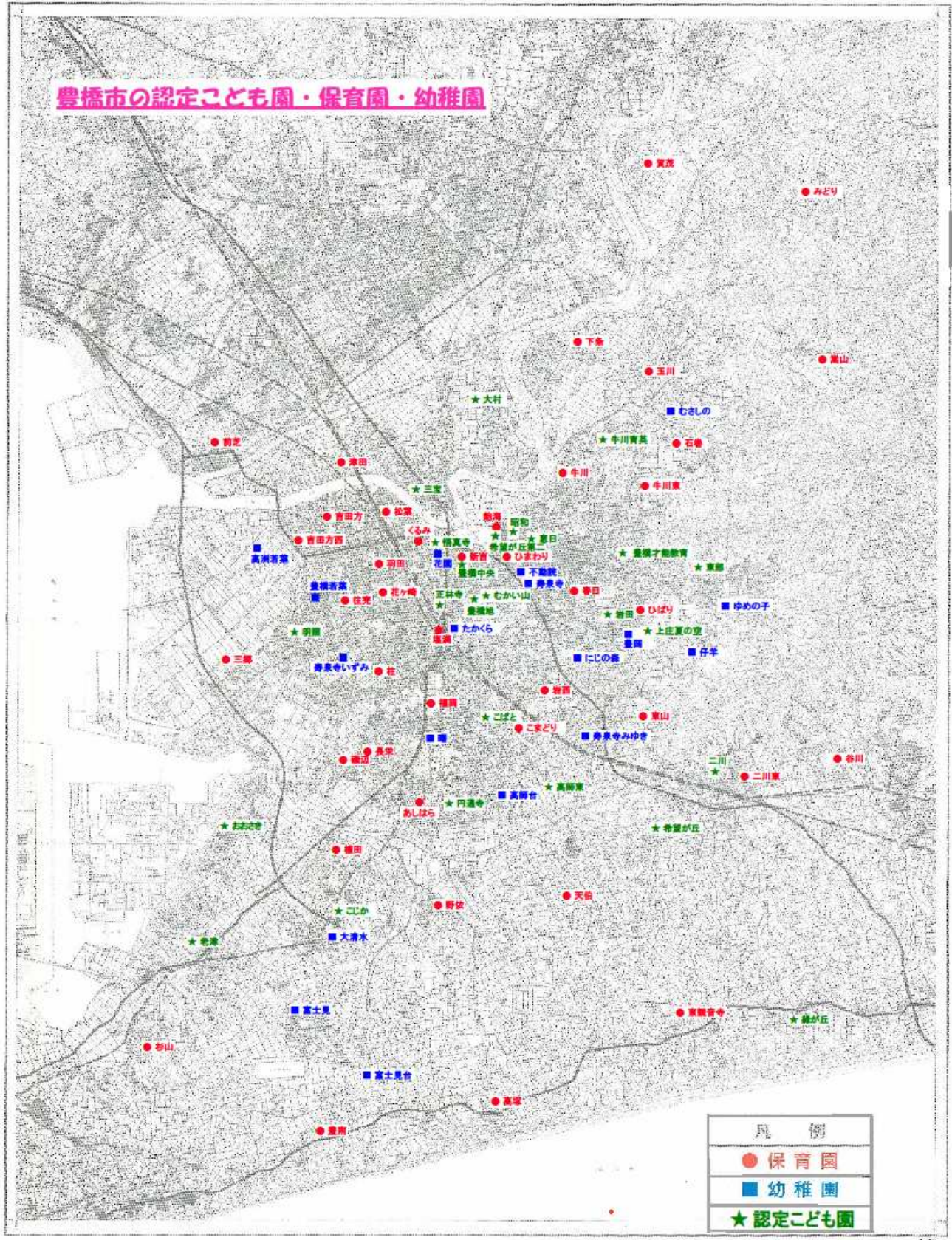
園名	定員	小学校区	所在地	電話
曙	160	高師	曙町字松並28	45・6512
大清水	209	大清水	南大清水町字元町66-2	25・1895
仔羊	245	多米	岩田町字影岩7-4	61・6975
寿泉寺	200	向山	瓦町字通裏28-5	62・3580
寿泉寺いずみ	280	汐田	牟呂町字百間60	48・3588
寿泉寺みゆき	310	岩西	東幸町字東明128	62・7811
たかくら	209	福岡	鍵田町117	54・7715
高師台	209	高師	浜道町字管石24	46・6277
高洲若葉	209	吉田方	高州町字小島18-1	31・8008
豊岡	420	岩田	東岩田四丁目1-2	62・6100
豊橋若葉	200	牟呂	牟呂外神町3-2	31・8082
にじの森	279	飯村	飯村北一丁目11-6	62・4514
花園	200	松山	花園町6-1	54・7611
富士見	255	富士見	富士見台一丁目14-1	23・1900
富士見台	140	富士見	富士見台六丁目6-1	25・6991
不動院	335	向山	瓦町通一丁目31-1	52・2611
むさしの	160	石巻	石巻町字間場83-23	88・0531
* ゆめの子	150	多米	岩崎町字山神1-11	61・8864
計 18園				

○ 幼稚園では、学校教育法に基づき、就学前教育をしています。

○ 募集要項など詳しくは各園にお問合わせください。

* ゆめの子幼稚園は1号認定が必要です。

豊橋市の認定こども園・保育園・幼稚園



注意事項



- ①入園月の初日に豊橋市内に住民票がない方は教育・保育給付認定ができません。
- ②各園の定員を超えて申込みがあった場合、希望どおりの入園ができないことがあります。
- ③保育料及び副食費の減免対象者を決定するため、まだ税の申告をされていない方は、税の申告をしてください。また、課税内容を修正した場合には、速やかに市役所保育課へ連絡をしてください。
※申告の内容が確認できない場合、保育料が最高額となり、副食費の減免対象にもなりません。
※保育料の変更や副食費の減免対象月の決定は、事実の分かった月の翌月分からの対応になります。
- ④申込み後、仕事・住所・家族構成又は健康保険証などに変更がある場合は、速やかに市役所保育課へ連絡をしてください。(例：単身赴任、婚姻、離婚、祖父母・兄姉同居など)
※保育料の変更や副食費の減免対象月の決定は、事実の分かった月の翌月分からの対応になります。
- ⑤入園後、家庭で保育が可能となった場合は、教育・保育給付認定を取消し、退園となります。ただし、認定こども園（3歳以上児）については、教育・保育給付認定を変更し、継続して利用できる場合があります。
- ⑥虚偽の申請をした場合は、教育・保育給付認定を取消し、保育園等の利用はできなくなります。
- ⑦幼稚園の入園手続き、保育料などは各幼稚園にお問合せください。

マイナンバー制度に伴う個人番号の提供について



認定こども園・保育園・幼稚園の申込みで教育・保育給付認定申請をする際には、保護者（父母）、申込みに係る児童、兄弟姉妹、同居の祖父母の個人番号を提供していただく必要があります。なお、申込み受付時に個人番号確認及び本人確認をしますので、下記の書類をご用意ください。

(1) 個人番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

※個人番号カードを確認書類とされた場合、(2)の書類の用意は不要です。

(2) 本人確認書類

①写真付身分証明書・・・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

②写真無身分証明書・・・年金手帳、税金や公共料金の領収書など、
戸籍・住民票の写しなど、源泉徴収票

※①の書類の場合は1点、②の書類の場合は2点ご用意いただく必要があります。

(1)(2)の確認書類は申請保護者のもののみで結構です。

提供された個人番号は、認定こども園・保育園及び幼稚園の利用に係る教育・保育給付認定及び利用申込に関する事務にのみ利用します。また、個人番号の取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき適正に取扱います。

支給認定証の交付について



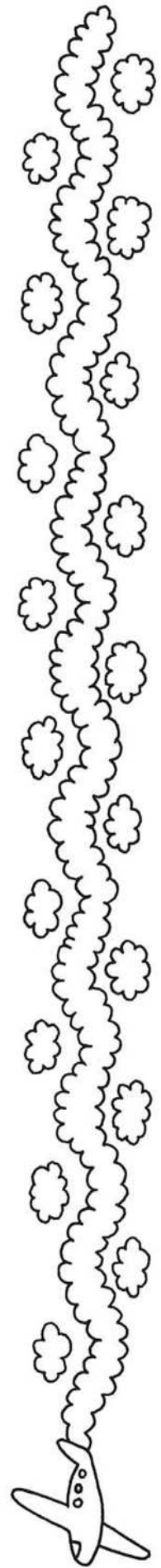
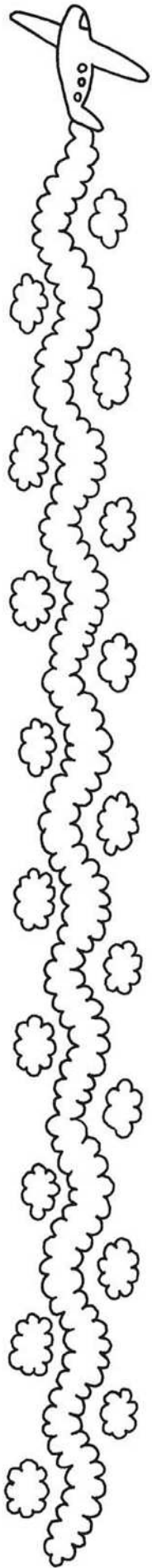
教育・保育給付認定申請をされた方には、教育・保育給付認定区分、利用時間（保育標準時間・短時間）などを「教育・保育給付認定決定通知書」にて通知します。この「教育・保育給付認定決定通知書」については、ご家庭で大切に保管をしてください。

また、「教育・保育給付認定決定通知書」と同様の事項が記載され、認定資格を証する「支給認定証」の交付を希望する方については、別途交付申請が必要となりますので、市役所保育課までお問合せください。

※「支給認定証」の交付がなくても、認定こども園・保育園及び幼稚園の利用は可能です。



MEMO





【豊橋市役所保育課ホームページ】



お問い合わせ：豊橋市こども未来部保育課（東館2F）

TEL 0532-51-2322

FAX 0532-56-5133